

令和7年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
(「指定管理者候補者選定」に係る審査)

1 開催日時 令和7年10月30日(木) 11:08 ~ 11:26

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 青森市立児童館(青森地区)

4 出席者等

(1) 選定評価委員 委員長 沢木正明(企画部次長)  
副委員長 越後谷和人(総務部次長)  
委員 沼田郷(青森大学教授)  
委員 坂本康人(農林水産部次長)  
委員 櫻田文明(都市整備部次長)  
委員 鳥谷部稚子(浪岡振興部次長)  
委員 桃野敬(東北税理士会青森支部税理士) ※欠席

(2) 施設所管課(こども未来部子育て支援課)

課長 泉澤豊  
主幹 花田和俊  
主査 加藤典和

(3) 制度所管課(企画部行政資産経営課)

課長 岩渕寿哉  
主幹 長内寛幸  
主査 櫻田博光  
主事 佐々木優香

5 審査結果

(1) 指定管理者候補者

- ・名称 社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
- ・住所 青森市本町四丁目1番3号
- ・代表者 会長 成田 幾末

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

(3) 選定理由

- ・応募資格を満たしていること。
- ・「応募団体について」及び「効率性について」を除いた得点(82.84点)が最低基準点(71点)以上を獲得していること。

## 6 主な質疑内容

### 【職員等の配置計画】

委員：児童厚生員が退職した場合、どのような手段で新たな児童厚生員を確保しているのか。

応募団体：主な手段としては、ハローワークでの求人となるが、保育士等の有資格者の職員を確保するためには、賃金について、ある程度の待遇を施した上で行う必要がある。そのほか、保育士資格を取得可能な教育機関に対し、卒業生のうち当法人に在籍している児童厚生員の実績を伝える際に、お礼を述べるとともに、卒業生に児童厚生員の募集に応じていただけるようにお伝えしている。

### 【福祉に関する取組】

委員：社会福祉士などのさまざまな資格を持った職員が法人に在籍しているとのことだが、各児童館で児童・保護者の支援に関して課題が発生した場合、どのように対応しているのか。

応募団体：児童厚生員のうちにも精神保健福祉士、社会福祉士の資格を取得している者がおり、法人本部にもそのような有資格者が在籍していることから、児童・保護者の支援に関して課題が発生した場合に、まずは、児童厚生員のブロック会議、全体会議の場で課題の検討を行い、更に詳細な検討を行う場合は、法人本部の有資格者も検討の場に加わることで、児童・保護者の手厚い支援につなげている。

## 青森市指定管理者選定評価委員会審査結果

### 1 対象施設

施設名	所在地
青森市立後潟児童館	青森市大字六枚橋字磯打 2 5 番地 8
青森市立戸山児童館	青森市大字戸山字赤坂 3 5 番地 3
青森市立野内児童館	青森市大字野内字菊川 1 5 9 番地 2
青森市立安田児童館	青森市大字安田字近野 3 7 0 番地
青森市立相野児童館	青森市富田二丁目 2 7 番 7 号
青森市立平新田児童館	青森市大字原別字袖崎 1 番地 3 2
青森市立三内児童館	青森市大字三内字沢部 2 0 9 番地 1
青森市立奥内児童館	青森市大字清水字浜元 4 5 番地

### 2 選定方法

#### (1) 選定基準及び配点

項目	選定基準	配点
1 管理運営全般について (30 点)		
a. 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか</li> <li>・市の求めに柔軟に対応できるか</li> </ul>	10 点
b. 同種の施設管理業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の施設管理業務の実績があるか</li> </ul>	5 点
c. 地域や関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流、協力に対し積極的か</li> <li>・具体性があるか</li> </ul>	5 点
d. 財務の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の財務状況は良好か</li> </ul>	10 点
2 管理について (50 点)		
a. 地元雇用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住者の雇用について配慮があるか</li> </ul>	5 点
b. 職員等の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の適正配置がなされているか</li> <li>・児童館施設管理の経験者はいるか</li> </ul>	10 点
c. 職員の雇用・労働条件について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の雇用・労働条件の向上に努めているか</li> </ul>	5 点
d. 職員等の研修計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の育成に方向性があるか</li> <li>・職員研修の内容及び回数は適切か</li> </ul>	5 点
e. 施設管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理保守点検業務が適切に行われているか</li> </ul>	5 点
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な対応であるか</li> <li>・事故防止に向けて取り組んでいるか</li> </ul>	5 点
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の職員への周知方法が適切か</li> <li>・具体的な保護策を講じ、内容が適切か</li> </ul>	5 点
h. 環境保全、負荷低減への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への環境保全の周知方法が適切か</li> <li>・具体的な取組案があり、内容が適切か</li> </ul>	5 点
i. 福祉に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等への対応は適切か</li> <li>・障がい者の雇用に取り組んでいるか</li> </ul>	5 点
3 運営について (40 点)		
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等な利用確保の方針は明確か</li> </ul>	10 点
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望を運営に反映する工夫がされているか</li> <li>・現実的な手法であるか</li> </ul>	5 点
c. サービス向上の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対するサービス向上が見込まれるか</li> <li>・苦情処理の体制は明確か</li> <li>・定期的な自己評価を行うか</li> </ul>	5 点

d. 来館者を増加させるための PR 及びイベントの実施計画又は自主事業	・利用促進策は具体的であり、実現可能か(d-1:10 点) ・自主事業の内容が具体的で、効果が見込めるか(d-2:10 点)	20 点
4 応募団体について (5 点)		
本店の所在地	・市内に本店を有する者であるか (共同企業体の場合は構成員に市内に本店を有する者の割合)	5 点
5 効率性について (30 点)		
収支計画	・経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策が工夫されているか	30 点

(2) 個別項目採点基準 (※「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」、「5 効率性について」を除く)

配点						
10点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	10	8	6	4	2	0
5点	大変よい	よい	普通 (標準的)	やや不十分	不十分	全く不十分
	5	4	3	2	1	0

■ 「1-d 財務の健全性」の採点基準

① 当期利益 (5 点満点) (標準例)

区分	3 年ともマイナス	2 年間マイナス (1 年間プラス)	1 年間マイナス (2 年間プラス)	3 年ともプラス
点数	0	1	3	5

② 利益剰余金 (5 点満点) (標準例)

区分	3 年ともマイナス	2 年間マイナス (1 年間プラス)	1 年間マイナス (2 年間プラス)	3 年ともプラス
点数	0	1	3	5

指定期間における指定管理団体の経営状況悪化等を理由とした辞退を未然に防ぎ、安定的に管理運営を行うことができる候補者を選定する観点から、直近の3事業年度に一度でも債務超過(貸借対照表において純資産の部の合計額がマイナス)の状態がある団体については応募資格がないものとします。

また、直近の事業年度において利益剰余金(当期利益の積み上げ)がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。

■ 「5 効率性について」の採点基準

効率性についての点数 = {①基本点 + 経費縮減の配点 (②経費縮減率 × ③1%あたりの配点)}  
× ④管理運営全体 (効率性の項目を除いた全項目) の獲得点の割合

① 基本点 = (配点 / 2)

- ② 経費縮減率 =  $\{1 - (\text{指定管理料提案額} / \text{指定管理料基準額})\} \times 100$
- ③ 1%あたりの配点 =  $\{(\text{配点} / 2) / 20\}$
- ④ 管理運営全体の獲得点の割合 =  $\{\text{管理運営全体の獲得点} / (\text{管理運営全体の配点} / 2)\}$

<参考>基本点+経費縮減の配点について {①+ (②×③)}

経費縮減率 (%)	20	15	10	5	0
基本点+経費縮減の配点 {①+ (②×③)}	30	26.25	22.5	18.75	15

- ・経費縮減率は最大20%とします。
- ・1%縮減で、基本点に0.75点加算され、最大30点となります。
- ・得点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入します。
- ・指定管理料基準額は上限額であることから提案額が指定管理料基準額を上回る場合は失格となります。

○最低基準点について

最低基準点の設定について、業務の質を一定以上に維持する観点から、

- ・選定基準項目のうち「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、
- ・選定基準項目のうち「1-d 財務の健全性」における配点のうち50%に当たる点数と、
- ・それ以外の選定基準項目をすべて「普通」とした点数

の合計71点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格となります。

(3) 青森市指定管理者選定評価委員会委員

委員長	沢木正明	企画部次長
副委員長	越後谷和人	総務部次長
委員	沼田郷	青森大学教授
委員	坂本康人	農林水産部次長
委員	櫻田文明	都市整備部次長
委員	鳥谷部稚子	浪岡振興部次長

(4) 青森市指定管理者選定評価委員会開催日 令和7年10月30日(木)

3 応募団体名 社会福祉法人 青森市社会福祉協議会

#### 4 審査結果

項目	配点	候補者	
1 管理運営全般について (20 点)			
a. 管理運営方針	10 点	6.67 点	
b. 同種の施設管理業務の実績	5 点	5.00 点	
c. 地域や関係団体との連携	5 点	3.83 点	
d. 財務の健全性	10 点	8.00 点	
2 管理について (50 点)			
a. 地元雇用への配慮	5 点	5.00 点	
b. 職員等の配置計画	10 点	6.00 点	
c. 職員の雇用・労働条件について	5 点	3.00 点	
d. 職員等の研修計画	5 点	3.00 点	
e. 施設管理計画	5 点	3.00 点	
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	5 点	3.50 点	
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	5 点	3.17 点	
h. 環境保全、負荷低減への取組	5 点	3.00 点	
i. 福祉に関する取組	5 点	3.50 点	
3 運営について (40 点)			
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	10 点	6.00 点	
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	5 点	3.17 点	
c. サービス向上の対策	5 点	3.33 点	
d. 来館者を増加させるための PR 及びイベントの実施計画又は自主事業	d-1	10 点	6.67 点
	d-2	10 点	7.00 点
4 応募団体について (5 点)			
本店の所在地	5 点	5.00 点	
5 効率性について (30 点)			
収支計画	30 点	21.08 点	
合計点	155 点	108.92 点	
最低基準点	71 点	82.84 点	

#### 5 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
- (2) 住 所 青森市本町四丁目 1 番 3 号
- (3) 代表者 会長 成田 幾末

6 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで (5 年間)

#### 7 選定理由

- ・応募資格を満たしていること。
- ・「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数 (82.84 点) が最低基準点 (71 点) 以上を獲得していること。